

# 風をよむ

No.61-2 合併号  
2002.08.10

編集：共産主義者同盟首都圏委員会  
発行：ウインドベル・ファクトリー  
連絡先：新宿区西新宿7-3-10  
山京ビル503-201

定価300円  
年6回刊・送料込：2,300円  
郵便振替：00170-0-655767



## 安保締結50年—沖縄併合30年

有事立法阻止・沖縄自立解放・パレスチナ国際連帯……2

有事立法阻止を闘う視点を整えるために……5

**沖縄レポート** 沖縄は<戦場>の中にある……7

相模原・戦車闘争から30年／8.3集会報告……8

**寄稿** 「保安処分」新設攻撃との闘い 北村 裕……9

資料 [日韓投資協定の国会承認に対する抗議声明] ……14

エクスサイズ・外部としての労働者運動・4……16

# 安保締結50年・沖縄併合30年 有事立法阻止・沖縄自立解放・ パレスチナ国際連帯へ

## 今秋、反戦反帝国国際連帯闘争の前進を

### 非権威主義左翼のラディカルな 大舞台を構築しよう！

二〇〇二年は「日米安保50年・沖縄併合30年」という歴史的な節目の年に当たる。しかも、今年は、日帝の本格的戦争準備改憲へと大きく足を踏み出した年でもあった。この歴史的な節目と、日帝の戦争準備改憲策動は、決してメモリアルとしての偶然ではない。沖縄の併合三〇年と安保体制の五〇年を踏み台に、日本帝国主義の再構築の道筋を開こうとする日本支配階級の苦肉の延命策なのである。

日本支配階級にとって、日米軍事同盟を要に沖縄を事実上の植民地として外延に取り込み（併合）、世界の

列強に比肩できる帝国主義の確立こそがこの三〇年間の狙いであった。「沖縄復帰三〇年式典」はいわばその完成式典だったのである。この事実を見抜けない野党革新勢力にもはや何の期待も抱くことはできない。

いまこそ安保・沖縄闘争のラディカルな復権をなすような広範な左翼勢力の再建こそ実現しなければならぬ。歴史に目を閉じるのではない、まっとうな左翼なら、六〇年、七〇年安保闘争、七二年沖縄返還紛争の再構築こそが求められている。《安保粉砕・沖縄自立解放連帯・日帝打倒》のラディカルな大舞台を構築しよう。

### グローバリゼーションに抗する プロレタリア国際主義の復権を！

先日、米通信大手ワールドコムはニューヨーク連邦破産

裁判所に会社更生法の適用を申請し倒産した。資産規模で

は昨年の暮れに破綻したエネルギー大手エンロンを上回る

三二八億ドルの負債額といわれている。高株価に支えられたアメリカの好景気は、一転して株価下落の泥沼に落ち込んだ。加えて一連の不正経理問題の発覚でアメリカ経済への信頼は地に落ちた。今後、

多少の乱高下があったとしても、もはや米国内の不透明感にぬぐえない。米国の経済破綻は、やがてはグローバル経済の破綻へと波及する。しかし、そのことは同時にグローバル資本を防衛するための世界覇権、市場独占、軍事制圧へと、帝国主義のメカニズムはいつそう牙を剥くことになろう。

へるほどの規模と実践に成長していくことである。いまこそプロレタリア国際主義の復権が求められているのである。支配階級の喧伝する排外主義に迎合し「完璧な有事法制を求めろ」として小泉政権にすりよる民主党。形だけのカンパニアでお茶を濁そうとする代々木共産党などは、平

和・民主の麗句で覆い隠した排外主義であり、徹底的に批判しなければならぬ。古びた革新共闘で六万人（6・16代々木公園）もの人々が集まったのは、決して彼等の「動員力」にあるのではない。日米政府の戦争政策に反対する心ある人々はまだ多数存在するということである。このわずかな与件に分け入り、ラ

ディカルな批判的知性の再建、非権威主義左翼の結集で巨万の大衆行動を再建・組織しよう！  
そして、五・六月をともに連続で闘った「反戦闘争実行委員会」の仲間とともに、古いセクト主義や古典的政治スタイルの枠を捨て去って、新しい直接的政治行動の共同闘争を創出しよう！

さらに世界の人民の監視の目（人間の盾）などの勇敢な行動も生み出した。こうした動きは、イスラエルの背後にある米帝の意図を世界中の人民が見抜いているが故の行動である。日本での反戦・反帝闘争は、これらの国際階級闘争との連帯の中で位置付けられなければならない。

すでにアフガン侵略戦争の扉を開いたブッシュ政権は、中東・中近東・フィリピン・東アジア・朝鮮半島へと侵略戦争の手を広げることに躍起となっている。日帝は、世界帝国主義の一翼を担うことで、わけまえの収奪と利権の防衛に向かわざるを得ない。すなわち有事法制と改憲による戦争国家への道である。だが、世界の人民は、グローバル経済の恩恵から排除された人民を中心に反グローバリズムの闘いを世界中で繰り広げている。現在、日本で闘われている有事立法反対の闘いにもとめられているのは、こうした世界人民の闘いに肩を並

べるほどの規模と実践に成長していくことである。いまこそプロレタリア国際主義の復権が求められているのである。排外主義に迎合し「完璧な有事法制を求めろ」として小泉政権にすりよる民主党。形だけのカンパニアでお茶を濁そうとする代々木共産党などは、平

和・民主の麗句で覆い隠した排外主義であり、徹底的に批判しなければならぬ。古びた革新共闘で六万人（6・16代々木公園）もの人々が集まったのは、決して彼等の「動員力」にあるのではない。日米政府の戦争政策に反対する心ある人々はまだ多数存在するということである。このわずかな与件に分け入り、ラ

ディカルな批判的知性の再建、非権威主義左翼の結集で巨万の大衆行動を再建・組織しよう！  
そして、五・六月をともに連続で闘った「反戦闘争実行委員会」の仲間とともに、古いセクト主義や古典的政治スタイルの枠を捨て去って、新しい直接的政治行動の共同闘争を創出しよう！

さらに世界の人民の監視の目（人間の盾）などの勇敢な行動も生み出した。こうした動きは、イスラエルの背後にある米帝の意図を世界中の人民が見抜いているが故の行動である。日本での反戦・反帝闘争は、これらの国際階級闘争との連帯の中で位置付けられなければならない。

いっぽう、イスラエル軍によるパレスチナ自治区への爆撃が続いているなか、先日にはパレスチナ自治区ガザ市東部でハマス幹部の暗殺を狙ったF16戦闘機によるロケット攻撃が行われ、多数の虐殺が行われた。

イスラエル側がどういいたれようと投石と僅かな武器しかもたないパレスチナ住民に対し爆撃を繰り返す行為は、帝国主義とシオニズムの本質を表している。彼等の目

的は、パレスチナの全占領でありアラファト自治政府の抹殺であり、このことを通じた全中東支配である。周辺のア

ラフ諸国人民の反帝闘争がさまざまな矛盾を内包しながらも、巨万の広がりを見せているのは当然であろう。

### 今秋、日本帝国主義・小泉政権による 有事立法―改憲策動を阻止しよう

日本帝国主義小泉政権は、自らの不祥事と労働者人民の反対の前に、今国会での有事立法の成立を断念せざるを得ない事態に立ち至っている。

しかし、日本が帝国主義である限り、有事立法―改憲策動の流れを止めるはずもない。振り返ってみれば、公然と有事法制研究が開始された七八

年から二四年、九六年の日米安保共同宣言、九七年新ガイライン、九九年周辺事態法を経て、9・11後の米帝の「対テロ戦争政策」に追隨し

年から二四年、九六年の日米安保共同宣言、九七年新ガイライン、九九年周辺事態法を経て、9・11後の米帝の「対テロ戦争政策」に追隨し

年から二四年、九六年の日米安保共同宣言、九七年新ガイライン、九九年周辺事態法を経て、9・11後の米帝の「対テロ戦争政策」に追隨し

て成立したテロ対策特別措置法、これに基づき派遣された自衛隊艦船がインド洋で米英軍艦艇に洋上補給し、事実上アフガン侵略戦争に参戦するに至った。現在の有事法制策動は、これらの流れの総仕上げである。

有事法制とは「わが国に対する武力攻撃事態が中心」としながらも「武力攻撃に至らない段階から適切な措置が必要」とし、その判断と根拠は



## 「反復帰の思想」を継承し、 沖縄の自立解放闘争と連帯しよう。

一九七二年の「沖縄返還」

の直前、当時、沖縄返還紛争を全くとりの独力で闘い切った沖縄青年同盟は次のように書き記した。  
「一九七二年五月十五日……大和(ヤマトウ)の汚れ切った手によって、再び沖縄が隷属と忍従を強いられ、新たな『屈辱の歴史』がはじめられようとしている」(『沖縄解放への道』)その後の三〇年の沖縄の歴史は彼/彼女らが鋭く突

制・報道規制を目論む個人情報保護法案、カンパ活動を規制した新たな団体規制法を準備する「国際テロ資金防止条約」批准と関連法整備など有事立法を補強する法案も用意されているのである。この八

月五日に「稼働」を開始して住民基本台帳ネットワークⅡ「国民総背番制」の目論みも然りである。こうした政治過程のすべてに注目し、全人民の怒りの反撃で阻止しなければならぬ。

きつた如く推移した。

沖縄は七二年、日本国家による再併合以降、巨大な軍事基地を年間二六〇〇億円の「思いやり予算」と不当で差別的な地位協定で縛り付けるだけでなく、「復帰措置」としての膨大な「公共事業」高率補助金を始め、反基地闘争買収の軍用地代にいたるまで、日米軍事同盟のいびつな構造の最前線を強制されてきた。基地と軍隊を押しつけ、空も海も人の心までも奪われようとした三〇年ではなかったのか。

五月一日、「復帰」Ⅱ再併合を祝うという日本帝国主義と強いられた買弁県政による共催の「記念式典」が強行された。これに対して、ウチナーンチュウの怒りの抗議行動が様々な形で闘われた。いま、問われているのは、彼らの怒りに連帯しうる思想的拠点を打ち固めることである。

「祖国復帰運動」の延長上に何の総括も反省もなく、反基地・平和を訴える旧「沖縄革新」や、沖縄人民の自決権を無視した旧新左翼の「階級闘争至上主義」「政治過程論」ときつぱりと決別するのでなければ、沖縄人民との連帯などありえないこと、このことを強く訴えなければならぬ

「八重山」の三戦士による国会爆竹闘争で「反復帰の思想」の鋭い問いかけを行った沖縄青年同盟を想起しよう。そして、「沖縄再併合30年、日米安保50年」を根本的に問う今秋、大衆的政治行動を組織しよう。日本帝国主義打倒・日帝国家解体に向け、青年学生組織化・非権威主義左翼の結果に全力を傾注しよう。

い。こうしてはじめて、日本ヤマトウー沖縄ウチナーの団結の礎が固められるのだ。  
「復帰」を問うものでなく、「前提」として受け入れた反基地・反戦闘争など、絶対にありえない。  
これらを踏まえ、有事立法粉砕、日米帝の侵略反革命との闘いを組織し、有事立法阻止・沖縄自立解放闘争連帯・パレスチナ人民を始めとする国際連帯闘争を強め、持続し、反帝・反戦闘争の大爆発へ前進しよう。  
三〇年前、「沖縄」「宮古」「八重山」の三戦士による国会爆竹闘争で「反復帰の思想」の鋭い問いかけを行った沖縄青年同盟を想起しよう。そして、「沖縄再併合30年、日米安保50年」を根本的に問う今秋、大衆的政治行動を組織しよう。日本帝国主義打倒・日帝国家解体に向け、青年学生組織化・非権威主義左翼の結果に全力を傾注しよう。  
次世代共産主義運動の継承に向けて闘おう。共に闘わん!

# 有事立法阻止を闘う視点を整えるために

『国家緊急権の根本問題』(小林直樹『国家緊急権』所収)  
『抵抗権論』(小林直樹『法・道徳・抵抗権』所収)

畑中 文治

「国家緊急権とは、戦争、内乱、大規模自然災害など、平時の統治機構によっては対処し得ない緊急事態において、国家の存立を保全し憲法秩序を維持・回復するために、政府や軍部に特別の権限を付与または委任して人権保障や民主主義などの憲法秩序を一時停止する機能を言う。これは『有事法制』を理論的に支える思想である。」(『世界』二〇〇二年五月号 高作正博)

七月三十一日、第一五四通常国会は終了し、有事三法案は、衆院において継続審議の扱いとなった。したがって有事立法をめぐる攻防は、秋の臨時国会に繰り越されることとなる。有事立法を阻止するための闘い

を一層強める必要がある。なぜなら今回の有事立法の攻撃は、我が国支配階級のみならず、米帝国主義の「対テロ戦争」実行の意向を強く反映したものであるからだ。それゆえ、この問題は、他方では、今日の帝国主義と民族問題のあり方についての理論的考察をも要求する。だが現在のパレスチナにおけるイスラエルの軍事侵攻・再占領が端的に示す、後者の問題については機会を改めて検討することとし、ここでは前者にかかわる論点を提示することに止める。

この闘いに資するために、以下、憲法学者・小林直樹のやや古い国家緊急権と抵抗権についての二つの論文を紹介する。前者は、現在の有事

立法攻撃に先立つ、七八年の、福田自民党政府による有事立法制定攻撃に触発されてまとめられた論考である。この時点での有事攻撃は、「有事」に際して、自衛隊の超法規的行動を是認する、栗栖弘臣統合幕僚会議議長(当時)の発言に端を発するものであった。有事立法を、もっぱら現行憲法からの逸脱とみなす、護憲論的視点や、手続的欠陥を指摘する議会主義的批判、小ブルジョア個人主義に基礎をおく、戦争動員への消極的反対論は、「法を破りながら、しかも国家の危機を理由として自ら法たることを主張せんとするもの」としての国家緊急権の発動に対して決定的に無力である。なぜなら

『国家緊急権の正体』は、『法を破る法』ではなく、『法を破る政治』にある(『法の窮極にあるもの』尾高朝雄)『国家緊急権』から重引)がゆえに法理論の解釈のあれこれや、手続的民主主義の枠組でこれに統制をかけることは出来ないからである。有事立法の本質を国家緊急権の発動とみることはいつはじめて、合法主義、遵法主義のイデオロギーの拘束性から、国家権力をめぐる支配階級との死活的な闘争の観点を、労働者階級人民に提起することができる。逆にこの観点を失えば、ブルジョアの近代国家の枠組みに、いつそう強く労働者階級、被差別大衆、被抑圧人民を縛り付けることになる。かつての戦後革新、今日のその後継組織と、これに追隨する諸勢力の姿がこれを示している。(註①)

したがって、国家緊急権を問うことは、直ちに、国家権力の階級的性格、階級独裁の問題にリンクする。そしてこれは、抵抗権と、その普遍的形態としての革命権の問題を喚起することになる。後者の論文が示唆するのはこの領域の問題の所在である。この論文は、八七年に公表されたものであり、直接に有事立法攻撃との対応関係を確認することは出来

ないが、内容における隣接性は疑えない。「西欧の歴史のなかでも、緊急権は多くの成功とともに、また多くの失敗や蹉跎の体験をくりかえしてきた。しかし、そこでの成功のかけには、悪しき専政支配に対しては血を流しても闘うという、下からの抵抗権の歴史がつづられてきたといふことを忘れてはならない。」「緊急権と抵抗権は、一面では理論的にも現実的にも相反した対極概念をなすけれども、こうした意味では不可分の相関関係にあるものといつていい。」(『国家緊急権』「非法の権利たる抵抗権が―シラーが謳ったヴィルヘルム・テルの言葉にあるように―『天への訴え』として本格的に呼び出されるのは、まさに実定法主義者が抵抗権を否認する、そういう場所である。そこでは抵抗権が、自他の人権の確立を求め、体制の変革を目指すようになる、抵抗権はそこから革命権に接続する。)(『法・道徳・抵抗権』)そして、自然権としてのこれこそが、実定法を生み出す源泉とされることに注目したい。

(註②) この種の議論について、共産主義運動の潮流の中で、先鞭をつけたのは、私達の知る限り、中村丈夫さんであり、『曙光』派の人々であった。私達は、彼らの七八年時点における提言(パンフ『国家緊急権体制に決し評議会独裁の大道へ』)から学ぶことを公にして、はばからない。したがって今日、彼らが当時の主張を総括して「有事法制の立法化とは、何よりも『国家緊急権体制』という国家体制に向けての国民的ヘゲモニーの統合化であり、このブルジョア国家のヘゲモニー的統合そのものに對し、工場・地域、更には自衛隊内部から対抗していくヘゲモニーの構築こそが重要である」(『曙光』三六四号)としたうえで、労働者のストライキ権、兵士の抗命権、地方自治体における地域主権の重要性を指摘する主張に、多くの点で同意する。だが、観点の提示にとどまるわけには行かない。

私達がさらにこの観点につけくわえなければならぬのは、これを共産主義運動を現実のものにする、革命的宣伝煽動、政治的直接的行動の組織化に結びつける方法を具体的に示すことである。これについての古典的な模範例は、やはりレーニンと、ボルシェヴィキの理論と実践によらなければならぬ。『社会主義と戦

争』などによって、レーニンは、第一次世界大戦の情勢なかで、反戦闘争が、自国政府の打倒を目指す国内戦と、これをつうじた社会主義革命の実現に向かつて、直接に結合されなければならないことを繰り返し訴えている。この観点を引き継ぎ、国際的にも、一国的にも変化した今日の状況に適合し、権力闘争と社会革命を実行に移す方法を発見することが、我々には強く要求されている。

これは、いまだきわめて小さな力量しか持たない我々にとつては重たい宿題になるだろうが、大衆の行動のなかでこれを発見することが出来ないのであれば、本来の意味での革命的反戦闘争の推進が問題にならないだけでなく、反戦闘争は、不断に改良主義、議会議主義、一国平和主義に閉じ込められ、労働者階級人民の政治的成長を妨げることになってしまうだろう。

国家緊急権と革命的抵抗権についての理論によつて、有事立法攻撃を照らし出すことは、こうした小市民的平和主義への転落を防ぐ一つの有力な方法である。多くの反対勢力は、違憲の嫌疑を持つて有事立法を指弾し、資本家階級の政権の下で反戦平和が可能であるかのような見解を述

べている。これは、現在の我が国支配階級の改憲攻撃に対してまったく無力で、自らの手を縛る結果を明らかに過ぎない。日本共産党や、旧社会党残存勢力、これらに追隨する旧新左翼諸潮流、市民運動諸勢力におけるこうした傾向と一線を画した政治主張を現実の運動に反映することがぜひとも必要である。支配階級が自らの利益と社会秩序の防衛のために法を超えて、独裁的に行動しようとするとき、労働者階級は自らの階級的自立にもとづき共産主義運動の実現に向けて独裁的に行動し、革命的抵抗権の発動を行うことが求められる。

註①『国家緊急権の根本問題』からシュタインは、その国法論の一節で、「自由な民主的秩序」にとつて緊急権規定がいかに意義をもつかを論じて、国家権力に特別責任を与える場合、重大な疑念が生ずるのは、その内容よりはむしろ、その基礎となる次のような前提についてであるという。

それはすなわち、「自由と民主主義に對する危険は通常、国家機関以外の諸力から出てくるものであり、この危険と最もよく闘いうるのは国

家機関である」という前提である。しかし、「かような前提は、あらゆる歴史的経験に反する。すべての歴史をみても、自由と民主主義に敵対する下からの革命事件は全くないが、逆に国家権力の保持者が上から、自由と民主主義を除去してしまうような見本は数え切れないほどある。これらの諸価値(自由やデモクラシ

ー)を脅かしてきたのはいつでも、そのときどきの権力者の側からの最も強大な危険である」と。

このように述べたシュタインは、すぐに続けて、「この危険に對して自由と民主主義を守る最強の保証は、つねに、そのために尽力しようとする住民の心構えにある」とする。

註②『抵抗権論』から

現に歴史が示すとおり、法の進歩や民主化に大きく寄与したのは、自然法上の抵抗権であった。今日多くの国々の憲法典や国際人権規約に明記されている人権規定は、いつてみれば自然法的抵抗権(および革命権)の成果に他ならない。現代憲法の根本部分は、まさに非実定法的理念に

# 沖繩レポーター 沖繩は「戦場」の中にある。

(早川 礼二)

「復帰」日本国家による再併合が三〇年

爆撃場から発射されたと思われる。付近では八七年一〇月にも走行中のタクシーが被弾する事件が起こっている。名護市議会は七月二五日の臨時議会で、徹底した原因究明・「レンジー」での実弾射撃演習の廃止・キャンプシユワの整理縮小を求める抗議決議・意見書を採択し日米両政府に突きつけた。県議会でも同様の決議があるなど抗議の動きが広がっている。

着弾事件への抗議の声が広がる中で、二九日、第九回普天間代替施設協議会が首相官邸で開催され、名護市辺野古沖への代替施設の「基本計画」が確認された。九六年の普天間返還合意から六年、「地元

費五十二億五千七百万円)が採択された。日本政府も「基地と振興策のリンク」をもちや隠そうともしていない。

限問題は何の進展もなく、稲嶺知事が「着工までに政府から一定の方向性を示さなければならぬ」と申し入れるにとどまった。また岸本市長がこたわった基地使用協定締結に向けた合意内容に「機種制限」が盛り込まれなかった。

七月二三日の午後一時過ぎ、沖繩・名護市数久田のバ

ンク」を取り付ける形で巨

空港とされた。「維持管理・安全対策・経費面等から」という口実で環境面からは最悪

の「リーフ上埋め立て方式」が選択された。滑走路の長さ

が加わることはない。最新鋭

点。銃弾は長さ五・八センチ、

直径一・二センチもあり、人間の体がばらばらになるほどの破壊力があると言われている。

銃弾は現場に近接する米海兵隊基地キャンプシユワ

の演習場「レンジー」の射

全貌を露わにした巨

海兵隊基地キャンプシユワ

大海と軍事基地建設計画

事業など三十一事業(総事業

費約八千万円。十五年使用期

証は何もない。

の破壊力があると言われている。

全貌を露わにした巨

事業など三十一事業(総事業

費約八千万円。十五年使用期

証は何もない。

の破壊力があると言われている。

全貌を露わにした巨

事業など三十一事業(総事業

費約八千万円。十五年使用期

証は何もない。

の破壊力があると言われている。

全貌を露わにした巨

事業など三十一事業(総事業

費約八千万円。十五年使用期

証は何もない。

の破壊力があると言われている。

全貌を露わにした巨

事業など三十一事業(総事業

費約八千万円。十五年使用期

証は何もない。

軍事基地と対決する沖縄人民の闘いに支援を！

日本政府は「基本計画」決定を受けて本年度中に環境アセスメントに着手し三年かけて環境評価、その後九年半かけて建設すると新たな巨大軍事基地完成は、二〇一五年となり、かつて大田昌秀前知事が「アクションプラン」で基地撤去目標年次とした時期と奇しくも一致する。

「基本計画」に対し、県経営協会、建設業団体連合会などは「経済が活性化すると歓迎の声を上げたが、辺野古・命を守る会、ヘリ基地反対協会は「新たな基地のしがらみを負う。沖縄差別政策だ」「国が望んだとおりの最悪の決断」「埋め立てでは撤去できないし取り返しがつかない」と批判し、ジュゴン保護を訴えてきた環境団体も懸念を表明した。また建設場所に隣接する地元の辺野古、豊原、久志区の区長も「リーフの外」という区民の考えと違

う」と反発、これを受けて名護市議会軍事基地等対策特別委員会は八月一日、「地元の意向を最大限尊重するという条件に反する」として「基本計画」の白紙撤回を求める意見書を臨時市議会に提出す

ることを全会一致で決定した。この動きは、岸本市長、稲嶺知事、そして日本政府に衝撃を持って受け止められている。(八月三日現在)

は米帝のアジア太平洋における軍事再編の一環であり、日米両帝国主義による沖縄の軍事属領化政策の永続化を狙うものに他ならない。

沖縄人民の自立解放闘争と連帯し、日米帝国主義打倒、日本国家解体、アジア太平洋人民連帯秩序の形成の闘いを押し進めよう！

### 相模原・戦車闘争から三〇年 八・三「ベトナム代表団 歓迎・交流の集い」

八月三日、「戦車闘争から三〇年、ベトナム代表団歓迎・交流の集い」が神奈川県相模原市内で開かれ、約二百五十人が参加した。当日のチラシに「一九七二年夏、人々はベトナム人民を殺しに行く戦車を止めた。そのときベトナムでは」「あのベトナム戦争とは何だったのか、連帯した私たちの反戦運動とは何だったのか、改めて考えてみたいと思います」とある。七月二日八月五日、南ベトナムに向かうとした米軍のM四八戦車は全国から結集した労働者・市民・学生の闘いによって横浜・村雨橋で立ち往生さ

せられた。相模補給廠へ引き返すことを余儀なくされた戦車はそれから百日間補給廠から出ることができなかった。その三年後、サイゴンが解放されベトナム戦争は終結した。このベトナム人民に連帯して闘われた闘いの記録が今年の二月から五月にかけてホーチミン市(旧サイゴン)の戦争証跡博物館に届けられ、このときの交流がきっかけとなり今回の企画が準備されたという。

集まった。ベトナムから当時の解放戦争を体験した三人の代表が招聘された。

ベトナムから招聘されたのは当時の南ベトナム臨時革命政府メンバーであり現在ホーチミン市日本友好協会事務局長グエンコンタインさん、ホーチミン市戦争証跡博物館長のグエンゴックタイさん、ハノイ市文学芸術連合会会長バンヴィエトさんの三人。グエンさんらは当時の解放戦争の過酷な体験に触れながら「三十年前にベトナムに行く戦車を止めた日本の市民の闘いの現場を見て感動しています」「みなさんの支援は永遠に忘れません」と語った。集会后、会場を移してベトナム代表団との交流会が持たれた。代表団は大阪、広島での交流集会も予定している。

集会は米帝の新たな侵略戦争とそれに追従する日帝の戦争体制作りが進む現在の視点から三十年前の闘いを振り返る試みとして、三十年前に戦車闘争に関わった世代のみならず、各地で反基地運動を進める活動家など幅広い人々が

本会議で、法務大臣森山により法案提出の趣旨説明が行われた。この法案は、精神障害者が心神喪失等の状態で殺人、放火等の重大な犯罪を犯した場合、「再犯の恐れ」がなくなるまで強制的に入院や通院などの医療を行うものである。

森山は、「このような医療を行うことで、病状の改善を行い社会復帰を促進し、再び重大な他害行為を行うことを防止する効果がある」、「現代の精神医学では、精神科医が、その者の精神障害の種類、過去の病歴、現在及び重大な他害行為を行った当時の病状、治療状況、病状および治療状況から予測される症状、他害行為の内容、過去の他害行為の有無及び内容を考慮して慎重に鑑定を行うことにより、その精神障害のために再び対象行為を行う恐れの有無を予測することは可能である」、「本制度による処遇は、本人の社会復帰を促進することを最終的な目的としており、入院期

間が不当に長期にわたることがないようにするため、原則として六ヶ月ごとに裁判所が入院継続の必要性の可否を認めるなど、必要な措置を講じている、本制度による処遇は、刑罰に変わる制裁を科するものではなく、またいわゆる保安処分とも異なります、従って実質的な終身刑になるとか形を変えた保安処分になるといふことはなく、「検察当局においては、精神障害の疑いのある被疑者による事件の処遇に当たり、事案の内容や、被疑者の状況に応じて、行われるべき精神鑑定の手段、方法については適切に選択しているものと承知しており、現在の鑑定のあり方に重大な問題点があるとは考えていない」などの答弁を行った。これは現在問題となっている再犯予測を始めとした問題に関し、全く納得のいく説明はなく居直るものである。

## 寄稿・運動の現状報告

# 「保安処分」新設攻撃との闘い

## 新たな保安処分新法を廃案へ

北村 裕

### 一 はじめに

今国会には、「有事法制化」をはじめとして、私達の日常に密接に関わる重要法案がいくつも提出されている。そのうち、「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行ったものの医療及び観察等に関する法案」(以下「心神喪失者医療観察法案」と略)は、これまでに「刑法改悪・保安処分」として何度も新設が目論まれてきた「保安処分」そのものである。こればかりではない。既に「通信傍受法」は施行され、この八月には「改正住民基本台帳法」が施行されよう

としていいる。その上政府は、「メディア規制三法」を通して、マスメディアに対する大幅な言論統制を準備している。このように着々と政府は、「障害者」を始めとして私達を分断・管理する網の目を張り巡らせつつある。あまつさえ、私達医療現場に働く労働者はそれに組み込まれ、加担させられているのである。私達が現在直面しているのは、

このような現実である。私達の周りには着実に分断・管理の網の目が張り巡らされ、かつてあった私達個々人の様々な結びつきは、今日地域においても、学校においても、家庭においても解体され、いまや私達は個別撃破の対象にされているといえよう。もつともそれに対して私達に反撃する力がないかといえればそんなことはなく、またまた力は残されていると思うが。

「再犯予測」については、「国際的に標準的」と言われているオックスフォード精神医学教科

更に厚生労働大臣坂口は、「再犯予測」については、「国際的に標準的」と言われているオックスフォード精神医学教科

### 一一 「保安処分」攻撃の現在

三月十五日、小泉内閣は今国会に「心神喪失者医療観察法案」を提出することを閣議

決定し、三月十八日にこの法案は国会に上程された。そして五月二八日に衆議院

決定し、三月十八日にこの法案は国会に上程された。そして五月二八日に衆議院

決定し、三月十八日にこの法案は国会に上程された。そして五月二八日に衆議院

決定し、三月十八日にこの法案は国会に上程された。そして五月二八日に衆議院

書二〇〇〇年版によると、精神科医が予測を行うことは当然とされており、再び重大な他害行為を行う恐れの有無を予測することは可能であると考えている。「現代の医学においては、重大な他害行為を行う恐れがあることを判断することは可能であり、従って、この恐れがあると認められないと判断することも可能である」と答弁した。政府はこのように「オクスフォード精神医学教科書」を持ち出し、「再犯予測は可能である」と強弁し、精神科医にまさしく「予言」を行わせようとしているが、実はこの教科書には「再犯予測は可能」とは書いておらず、「予測や予防機能を遂行する我々の能力に関して謙虚でなくてはならない」と書かれており、危険性や暴力、犯罪の予測の困難性について述べているのである。

また、「再犯予測は不可能」であることは、この間の日本精神神経学会、その他の精神科医の団体の諸声明においても繰り返し明言されてきている。衆議院で政府案の趣旨説明が行われた同じ日に、民主党による対案も説明された。それは精神保健福祉法等の一部の法改正で、現行制度の運用上の問題を解決するというもので、具体的には「司法精神鑑定センターの設置」「精神科集中治療センター」「精神保健福祉調査員」「判定委員会」の設置などである。しかし、これは抜本的な解決には程遠く、政府案に対する対案という意味しか評価できるものではない。

続いて五月三〇日に日本共産党は、政府による趣旨説明を補完するかのようにより、「重大な罪を犯した精神障害者の処遇の問題で、国民が納得できる道理ある制度を日本共産党の見解と提案」を発表した。その中で、「再犯の恐れ」の判定は可能である」と言明し、「一部には、再犯の恐れ」の判定は不可能だ」との主張もありますが、現行の精神保健法のもとでも、医師（二名）が「措置入院」を決

定する際、「自傷他害の恐れ」を判定することになっていく」と述べている。これは「再犯予測」の問題と「措置要件」の問題を混同しており、現在の危険性と将来の再犯予測とは全く似て非なるものであることは、夙に精神科医が言明している所である。また、「一部に、『精神障害者の人権を無視した『保安処分』だ』という批判があります。『保安処分』は、戦前の人権弾圧法であった治安維持法のもとで、刑期を終えたものを『予防拘禁』と称して引き続き獄中にとどめたり、ナチス政権下で多用されたものです」と

保安処分でないかのような言説を行い、「各国は、加害者患者の治療対策を確立すると共に、刑事政策の一環として犯罪から市民を守るためのいわば『保安』的な施策を講じてきました」と、精神障害者の犯罪から市民を守るためには「保安」的な施策が必要と、精神障害者差別を隠さず、社会防衛的な観点をほつきりと打ち出したのである。これは断じて許すことは出来ない。

### 三 私たちの取り組み

私達は、五月六日にこの法案の廃案に向けて集会とデモを行った。この取り組みは二月の末、一人の病者の呼びかけで集まった仲間の病者や医療関係者によって始められたものである。そこに集まった私達は、この法案は絶対に成立させないという思いのもとに実行委員会を作り、五月六日に集会・デモをする準備にとりかかった。その時既に法案は、国会上程を前にして公表されており、それに対して患者団体や精神医療従事者団体や法律家団体を始め様々な団体も声明

長をしていた森元美代治さんの講演を始め、病者、精神科医、弁護士、大学教授などから法案の廃案に向けたアピール、集会決議文の採択などが行われた。森元さんは、施設を出て病気を隠しながら働いていた自らの体験を語り、政府は差別と偏見に基づき、ハルセン病政策の誤りの歴史を今また繰り返している、廃案を訴えるメッセージを力強く聴衆に語りかけた。集会后は、会場から銀座を通り、日比谷公園までデモで廃案を訴えた。集会の決議文は、翌日

弱の判断は裁判官のみで行う。★強制入院等の要件は、「入院或いは通院させて医療を行わなければならない」と、再び対象行為を行う恐れがあること、すなわち再犯の恐れが存在★強制入院は、再犯の恐れがなくならない限り無期限の入院が継続される★強制通院の場合、再犯の恐れがなくならない限り、三年間（更に二年の延長が可能）通院が義務づけられる。通院期間中は、保護観察所の精神保健観察（監察官は精神保健福祉士）に付される。すなわち、この法案が適用されるためには、以下の三つの要件が必要とされる。1 心神喪失等の状態で、重大な他害行為を行なったこと2 審判時に精神障害者と認められること 3 原因となった精神障害のために再び対象行為を行なう恐れがあること。多くの精神科医が述べるように、精神科医は将来の再犯の予測を行ないえない。20%程度の予測しか行ないえない

国会議員に提出された。ところで廃案に向けた運動は、5・6集会で終わったわけではなく、その後も国会に向けて、院内集会や議員に対するロビー活動、傍聴行動が行われている。更に私達は、六月二三日に国労会館において、この法案の廃案へ向けた集会とデモを予定している。そして、全国で取り組まれている廃案に向けた闘いと連帯し、大きなうねりを作り出し、保安処分新設は許さない声をあげていくつもりである。

## 四 法案の問題点

### ① 現在の処遇の状態

「犯罪」を行なうと、現在は次のようなシステムの元に処分が行なわれている。逮捕され、検察官により拘留期間内に処分（起訴・不起訴）が決定されることになる。心神喪失と判断され、責任能力なしとされると、検察官による二五条の措置入院のため

判決が出たもの★この場合、検察官は地方裁判所に対して、強制入院または強制通院の審判申し立てをしなければならぬ★審判は、裁判官一名と精神科医一名の合議により処分の決定を行う。ただし、犯罪行為の認定、心神喪失、心神耗

### ③ 法案の問題点

「保安処分」とは、人に害を加える恐れのある「精神障害者」の再犯を防ぐためとして治療施設に収容して、社会的に隔離・抹殺するものである。今回、上程された「法案」の基本的な問題点は以下のようである。第一に、「法案」は、裁判所が「指定医療機関」への不定期の「収容」及び、保護観察所による「通院処分」の決定を行う事を定めている。こ

これは「保安処分」であり、犯罪に対する処罰ではなく将来再び起こす犯罪の危険性に対して行われる処分である。これは犯罪結果に対して処罰が決められる刑法の思想（「罪刑法定主義」）とは決定的に異なるものである。

第二に、精神科医療は、多くの精神科医が病状に伴う切迫した危険以上の再犯可能性を予測することは出来ないことを強調している。「法案」は精神科医に不可能な再犯予測を行わせるものである。その上、精神障害者の再犯率が、一般犯罪者の再犯率より高いという根拠はない。公表されている資料は、精神障害者の再犯率が少ないことを示している。

第三に、このように「精神障害者」に対してのみ、再犯の危険性を与件として予防拘禁するのは、「精神障害者」差別そのものである。まさに、「保安処分」は、「精神障害者」に対する差別・偏見に基づくものである。

第四に、入退院を裁判所の「保安処分」そのものです。厚生労働大臣坂口は、オクスフォード精神医学教科書を歪曲して、再犯予測は可能と偽りの答弁をしました。また、五月三〇日に日本共産党は「重大な罪を犯した精神障害者の処遇の問題で、国民が納得できる道理ある制度を」という声明を出し、再犯予測は可能とこれに唱和する態度を示したばかりではなく、社会防衛的な観点からの提案を行いました。何れも白を黒と言いくるめるものであり、決して許すことは出来ません。

法案では、犯罪事実の認定は憲法に保障された適正手続をきつら保証されておらず、極めて不十分なものであり到底容認できるものではなく、結果としてやってもいない行為をやったことにされ、冤罪の温床となる危険性が強いものです。また将来の行為を予測できるという科学的根拠はないと専門家も主張している中で、その不可能な予測を前提にした強制入院処分を法律で定めることは、紛れもない人

判断とすることは、「精神障害者」、「精神科医療」を司法に従属させるものである。裁判官が再犯予測の判断を行うとしているといえる。

第五に、保護観察所の役割も極めて大きいものとなっており、再犯の恐れを予測した否の決定を求められているからである。

ところで日本の精神科医療の水準は一般医療の水準に比べて、極めて貧困な状態に置かれており、措置入院をはじめとした強制医療が殆どであるにもかかわらず、「精神科特例」（医師の配置は他科の三分の一でよい）のもとでその医療が行われている現状こそが問題なのであり、これこそが「隔離・収容」政策がとられてきたためである。今回の法案により「危険で」、「手におえない」精神障害者を重装備の特別病棟に押し込めたところで、このことで精神医療が「自由に」、「開放的に」転換することは出来ないし、地域で差別や偏見が拭い去られることはない。むしろ、なお一層精神

権侵害です。同様に再び「対象行為を行う恐れ」という予測不可能な要件がないことを証明できなければ退院も認められないことになるなら、不定期拘禁になる可能性が高いことになり得ます。

現在ですら、病状がよくないのに、生活環境や福祉制度の貧困ゆえに、退院が

の「治療」には限界があると見える。

病床数を削減しつつある世界の動向に逆行して、日本の精神科病床数は三万五千〇〇〇床で絶対数でも人口比でも世界最大である。その上、平均在院日数も長期にわたり、五年以上の長期入院者が十五万人おり、医師や看護スタッフの数が一般科に比べて少ないままである。このように少ない医療従事者の下、狭い空間に長期に閉じこめられてきているというのが、今日も続いている「隔離・収容」の精神医療の実態なのである。諸外国に比べてわが国では地域精神医療は、根付いてこなかった。精神障害者に対して、「隔離・収容」政策がとられてきたためである。今回の法案により「危険で」、「手におえない」精神障害者を重装備の特別病棟に押し込めたところで、このことで精神医療が「自由に」、「開放的に」転換することは出来ないし、地域で差別や偏見が拭い去られることはない。むしろ、なお一層精神

出来ずに精神病院で「暮らしている」人々が多いという、国際的にも恥ずかしい日本の状況は周知の事実です。今国がなすべき最大の責務は自らが作り出してきた劣悪な精神科医療を抜本的に変えることであるはずだ。この法案は「精神障害者は危険」という差別・偏見を煽り、今でも差

別されながら地域で暮らす精神障害者に対する差別・偏見が助長されることになるだろう。

このような現状にある精神科医療をそのままにして、新たに「保安処分」という新しい制度を導入しようとしている「法案」を断じて認めるわけにはいかない。

「付記」今後に向けて  
法案は一旦は継続審議となつたが、一〇月に予定されている臨時国会では、議論は十分に尽くされたとして採決に持ち込まれ、成立を強行されることは十分に予想される。

私達はあくまで廃案を目指した闘いをこの秋に向けて準備しなければならぬ。それには、これまでももたして多くの人達と共に小異を捨て、大同につく広範な闘いを作り出していかねばならない。

一〇月六日（日）に東京で大集会を予定しているが、これまで数倍する結果を勝ち取り、病者、労働者、民衆の

総力で、保安処分立法である「心神喪失等医療観察法案」の廃案をかちとろう。

保安処分粉砕！ 予防拘禁法案粉砕！ 保安処分に對案はしないぞ！ 精神障害者差別を許さないぞ！ 人権侵害の審判を許さないぞ！ 法案を廃案へ追い込むぞ！

この法案は、再び対象行為を行う恐れ、すなわち再犯予測という不可能な要件によって、精神障害者とされたものに対して無期限の強制入院を可能とするものです。なされた行為に対してではなく再犯の恐れを要件として、通常では認められないことも精神障害者には許されるこの処分は、予防拘禁であり、精神障害者を社会的に隔離、抹殺す

て、全国各地で行動を起こしている病者、労働者、民衆と共に大きなうねりを作り出し、廃案を目指して闘い抜く決意です。

以上決議します。  
二〇〇二年六月二三日  
予防拘禁法案を廃案へ！  
6・23集会参加者一同

### 7・21共産同政治集会への連帯のメッセージ

共産主義者同盟（全国委員会）と、7・21共産同政治集会に参加したすべての仲間が心からの連帯の挨拶を送ります。この連帯の挨拶は、昨年10月11日のアフガン侵略戦争、この経緯を象徴する出来事でした。この激動は、新自由主義国家の成立によって引き起こされ、更にイスラエルによる軍事攻撃、再占領へと拡大してきています。わが国における立法攻撃、米国の「対テロ包括的国家戦略」の策定など、一連の経過の中に位置づけられます。米ソ二つの世界的覇権国家を軸とする帝国主義的世界的秩序が崩壊して、米国の単独覇権を軸とし、これに続く帝国主義諸強國が、それぞれの地域的政治経済圏の形成をいっつつあると、私達には考えられます。グローバリゼーションと新自由主義の旗印の元に、世界的な展開を強める資本の運動を、新しい装いに政治・軍事的な力の配置によって支え、他方では帝国主義本国内の城郭を固めるものがあります。

昨年「反戦闘争実行委員会」が結成されました。私達もその末尾に名を連ねるこの反動攻撃に対して、明確に帝国主義反対・プロレタリア国際主義を掲げる点で誠の時宜を得たものであったと思えます。とりわけ、戦後新つての左翼系諸組織がこれに追随して恥じない現状にあって、人々の生産と生活に深く工作を打ち込み、ラディカルな勢いのある政治闘争の流れを作り出したいものです。つい先日のワールドカップでの、丸ペインティング、「ニッポン・チャチャチャ」に浮かれ出さないで、まいにちのうちに消え去った若者の不愉快な群衆は、出口を見せ示して、高まりつつある我が国社会における人々の不満の水準を訴えるの、突き抜けた実践と理論が求められます。とはいえそれも、倦む事のない活動の場、地域での活動を基礎におくものでなければならぬ。

「汝の馬を星につなげ」という古い格言が、イギリスの労働運動に、あることを木下武男さんの著作から教えられました。日常活動は、不意な高味であろうと思いません。チャーム運動の高揚期、その機関紙の名前は「ノーザン・スター」でした。星と民俗の研究者として知られる野尻抱影（のじりほうえい）は、砂漠の民の長老が若者達に、夜をこめて旅するときの心得として教える言葉に、「北へ進むにはアルゲディを馬の行く手にみよ」云々の章句があることを紹介しています。アルゲディはいうまでもなく北極星のことです。共産主義と労働運動の結合が、19世紀以来のラディカリズムの座右の銘であったことがわかります。

それぞれの出発点は異なっていますが、共産主義運動の目的を見失うことなく、実践を進めれば、いつしか皆さんとの団結を導くことになること信じます。地球は丸いのですから。

共産主義者同盟（全国委員会）の発展を願ってやみません。私達もまた、皆さんと共に歩むことを信じています。ともに闘わねば

資料「日韓投資協定の国会承認に対する抗議声明」

### 日韓投資協定の国会承認を糾弾し、田中均外務省アジア大洋州局長の韓国・民主労総に対する「過激」発言の撤回と謝罪を要求する！

一昨日、五月二十九日午前十時から行なわれた国会の参議院本会議において日韓投資協定の採決が強行され、承認された。五月七日の衆議院本会議における承認に続く、この参議院本会議の大暴挙を、私たちは满腔の怒りで糾弾する！

衆参両本会議を傍聴した私たちの代表によれば、両本会議とも委員会の審査経過報告の後すぐさま採決に移り、衆議院では「異議なし」のかけ声が議場を制することで、参議院では「賛成」ボタンを押すことで、それぞれ全会一致で承認された。その所要時間は、他の案件も含め、衆議院が十分、参議院が五分。賛成・反対をめぐり、議場で論戦が繰り広げられるわけでもなく、いとも簡単に採決に移り承認されたとのことだった。

こんな雰囲気の中で、日本と韓国の労働者民衆の将来を、今後、最低でも二〇年間は拘束する日韓投資協定は、五月二十八日に行なわれた参議院外交防衛委員会では、日本共産党と社会民主党の委員が「韓国の反対運動、とりわけ労働界がどのようか？」と質問したのに対し、政府参考人として答弁に立った外務省の田中均・アジア大洋州局長は、「昨年の末に基本合意というのを行ないましたけれども、その後、韓国において非常に強い反対運動があるとい

全世界のNGOから批判の声が上がり、いまま交渉が挫折したままの多国間投資協定(MAI)を下敷きにした二国間投資協定である。そこには、海外投資家(企業)を最優先視し、そこで働く労働者や民衆の労働や生活や基本的人権が脅かされる条文が至る所にちりばめられている。

この日韓投資協定をはじめとする「貿易と投資の自由化」政策を、日本政府は従来、GATT/WTOやMAIという多国間の取り決め主義を進めてきた。だが、近年、EUの通貨統合やFTA(米州自由貿易協定)構想が出てくる中で、多国間重視の通商政策では米欧との国際競争戦に立ち遅れるとの判断から「多国間」を補完する「二国間・地域間」重視戦略に転換した。しかし、その多国間を「補完」する二国間・地域間という意味合いは、決して静的なものではない。むしろ、非常に攻撃的な性格をもつ通商戦略だ。日本政府は、「二国間・地域間」重視政策の三大原則として、①二国間でやったことをWTOの場に持ち込み、WTOの新しい規則を作る、②構造改革を進める道具として使う(相手国にも自由化・構造改革を要求する)、③排他的でない多重・多層的な対外関係を築く、とその方向転換の姿勢を明らかにしている。いま日本政府

定が承認されてしまったのだ。

しかも本会議中に行なわれた衆参委員会の審査経過報告の際、一部の議員たちは経過報告を聞くでもなく、審議に集中せず雑談していたというではないか！  
この態度はなにごとなのか！それでどうして「異議なし！」と言えるのか？ どうして「賛成」ボタンを押すことができるのか？ 私たちは今もこみあげてくる怒りを抑えようがない。

さらに、五月二十八日に行なわれた参議院外交防衛委員会では、日本共産党と社会民主党の委員が「韓国の反対運動、とりわけ労働界がどのようか？」と質問したのに対し、政府参考人として答弁に立った外務省の田中均・アジア大洋州局長は、「昨年の末に基本合意というのを行ないましたけれども、その後、韓国において非常に強い反対運動があるとい

はこうした通商戦略に立ち、五月八日に参議院で承認された「日本・シンガポール新時代経済連携協定」を進め、今回の日韓投資協定を進めているのである。

そして今年一月と五月、小泉首相はASEAN・東チモール・豪・NZ各国を訪問した。そこで小泉首相は、「日ASEAN包括的経済連携構想」(日本とASEANの自由貿易圏構想)と「東アジア開発イニシアティブ」(ASEAN+日+中韓)の開催、「東アジア拡大コミュニティ」(ASEAN+日+中韓+豪・NZ)構想を発表した。さらに、「安全保障面での日ASEAN協力の強化」方針も発表した。

私たちは、いま日本政府与党が会期を延長してまで強行しようとしている有事関連三法案や先の周辺事態法が、結局、こうした日本の東アジア自由貿易圏創設構想とセットになって進められていると考える。米政府の世界支配戦略の基づく対日要求とともに、韓国をはじめアジア地域に多国籍的に展開していこうとする日本の多国籍企業の「権益」保護のためにも、経済的な協定とともに軍事力による後支えが強く要求されているのだ。そして、それらの政策を推進する文化的演出として、現在進められるW杯の日韓共催を頂点に今

う報告は受けておりません。一つ、今年の三月の十五日に韓国の民主労総、これは随分過激ではあるようでございますけれども、この協定の国会批准を阻止するための闘争決議大会及び署名運動を行なったということでございますが、国民とかあるいはプレスの反応というのはほとんどなかったわけで、この協定に対する反対運動が韓国の国内において高まりを見せているということは言えないというふうな考えております」と応えた。(参議院外交防衛委員会会議録第17号より抜粋)

「過激」という言葉を使って、特定の集団や個人を民衆から意図的に離反させようとするイデオロギー攻撃は、権力者の常套手段だ。しかし日韓投資協定の反対運動には、韓国の労働界を代表する二つのナショナルセンター韓国労働組合総連盟(韓国労総、組合員一〇〇万名)と全国民主労働組合総連盟(民主労総、組合員六〇万名)がこぞって参加している。そればかりか、この二大労総とともに農民団体を代表する全国農民会総連盟(全農)や宗教界、学生、環境、人権、女性、文化、平和団体など、韓国の数多くの労働・社会・市民団体が「投資協定・WTO反対

年の「日韓国民交流年」が設定され、来年には「日ASEAN交流年」が取り決められている。また、そうした場に登場する天皇・皇族の新たなアジア外交の演出も看過できない。

私たちは、日本とアジアの民衆交流は、日本政府による真に歴史的な反省と謝罪の上に立つて進められるべきだと考える。このアジアの民衆から一番求められていることに蓋をして進められる現在の「国民交流」は、結局のところ、経済と軍事のグローバルリズムを進める上での政治的文化的演出として作用するものに他ならない。

私たちは、この「国民交流年」ムードが作りだす歴史責任を不問にした官民一体のイデオロギー攻勢に、強い警戒心を抱き注意を喚起するものである。  
最後に、私たちは昨年末の日韓投資協定の基本合意の暴挙にあたって声明を発表し、闘いをつうじて得られた日本と韓国の友人たちによる抵抗の輪こそ、私たちの唯一の財産であり、今後の闘いの礎だと呼びかけた。そして今年三月、小泉首相訪韓時に取り組んだ「ハンギョレ新聞」の意見広告賛同の呼びかけと、四月から五月にかけて取り組んだ国会前の緊急行動で、その抵抗の輪はさらに大きく広がった。

国民行動」(NOBA)というセンターに結集して反対運動を起こしている。

そもそも、六〇万の組合員を擁する民主労総がなぜ反対決議や署名運動を行なっているのか？ それは、過去・現在にいたるまで日系進出企業の横暴を体験し、今後20年以上にもわたって日系進出企業の「投資天国」を強制させられる危険性を敏感に感じ取っているからに他ならない。田中局長の「過激」発言こそ、私たちがこれまで再三抗議してきた日本政府の韓国労働運動に対する敵対感情を露骨に表明したものであり、日韓投資協定の全文にはこのような韓国労働運動に対する日本政府・資本の敵対意識が通底しているのである。

日本政府、外務省、田中均・アジア大洋州局長は、韓国の民主労総に対するこの「過激」発言を直ちに撤回し、民主労総および日韓投資協定の国会批准阻止署名運動を行なっている韓国の「投資協定・WTO反対国民行動」に対して全面的に謝罪せよ！

日韓投資協定はこれまで私たちが再三指摘してきたように、多国籍企業のための権利憲章と呼ばれていま私たちはその抵抗の輪をもっと大きく広げようと、「有事法制・憲法改悪NO!」「小泉構造改革NO!」の場に「資本のグローバルリズムNO!」の横断幕をもって参加する。この「三つのNO!」の団結こそ、いま小泉政権が遮二無二推進しようとする新自由主義政策を打ち破る鍵だと考えるからである。

日韓投資協定は日本の国会において全会一致で承認された。私たちはこの事実を深刻に受け止めるが、決して怯むことはできない。いまも韓国で民主労総や韓国労総、そして「投資協定・WTO反対国民行動」の仲間たちが日韓投資協定の国会批准阻止の旗を掲げて連日闘い続けているからだ。さらにこの後、日韓自由貿易協定の締結交渉も開始されようとしており、他の国々との二国間協定交渉も始まっている。日韓投資協定に基づく今後の具体的な投資紛争に対する備えも大切だ。

私たちは、「日韓投資協定NO! 日韓自由貿易協定NO! 資本のグローバルリズムNO!」の声をあげていく。私たちの闘いに、引き続きご賛同とご支援、そして連帯の行動を切に呼びかける。

二〇〇二年五月三十一日



エクササイズ・外部としての労働者運動4

「仕事給」の構築を

木下武男『日本人の賃金』  
(平凡社新書1999)

う考えが浸食する。ここに賃金(闘争)論の隘路があると  
も言える。著者に「働かない  
ことプラス社会主義」とヤユ  
された「左派」の気分は、搾  
取(支配)構造を前提にま  
ともに「賃金問題」と向い合  
わなかつたという負の歴史を  
背負っていた。

\*

賃金は労働者にとつて、労働諸条件の基礎であり、それなしには生活しえないという意味で大前提である。資本(経営)にとつて、機械設備や原材料と同等の生産手段購入のための必要経費ではない。しかしその「労働力商品」は「人格」という厄介なものを付与されているが故に、「物言わぬ」物的生産手段と同様に資本の意のままに使役するため

の手段としても「賃金」は存在している。この資本にとつての二重性のちようど裏返しのように、労働者も如何に「手を抜く・サボる」か、とい

けるのは人間の平等の原則に反する、という善意の人間平等主義”によつて、一貫して年功賃金が擁護されてきた。つまり、職務賃金(「仕事給」は「非人間的な賃金」とされた。これに対して著者は「働く者同士の平等や差別、そして連帯の原理とは何かという無理解と深くかわつている」と指摘。しかも資本は、労働者への管理・支配のためにこの「属人給」をフルに活用したとも言える。

「私たちの賃金は、年令とか勤続年数とか能力とか、人間としての労働者がもつている条件によつてきまつている。職務給は、労働者の人間的な性質ではなくて、企業経営を構成している『職務』について賃金をきめる」(論総評調査部『職務給反対闘争の指針』一九六二年)という戦後の賃金闘争(論)は、「仕事給になると賃金は上がらないという認識”や「仕事の難易度や種類によつて賃金に格差をつ

働者は、「右肩上がり」の賃金カーブによつて、つまり企業によつて生活が支えられていた”。ここでも労働側は、資本の攻勢に押しまくられてきただけだつた。

\*

著者は以上のことを踏まえ、前回(本紙六一号)紹介した伊田広行とほぼ同様の結論ではあるが「新しい賃金論」として検討されるべき三つの原則(1男性世帯主賃金から男女共の個人単位賃金へ、2「年功」基準賃金から「仕事」基準賃金へ、3生活できる賃金水準へ)を提起する。そして、年功的「均等待遇」が能力主義に駆逐され、人の格付けは成立したけれど、客観的な「仕事の格付け」は不問にされ、労働組合は、基準を設定し、その基準によつて賃金を規制していくという取り組みに踏み出せなかつた」と批判。「仕事給」の「正しいあり方」(職務分析・職務評価/業績給や人事考課の制限を具体的に明らかにしつつ、年功賃金の現状を踏まえ、「仕

徐々に「能力」という属人性に席を譲つていった。この日本的な「能力給」は、一方では年功的な勤続・年令・性差をベースとする「査定制度」であり、他方では「忠誠心」や「帰属意識」をも「能力」とする「属人給」でしかなくつた。ヨーロッパにおける労働生活は国家による労働市場政策と福祉制度および産別組合の規制によつて成り立っているのに対して、「日本の労働者

事給の構築につなげる」方策を説く。

更に「民間大企業型」年功労働者、「公務員型」年功労働者、「低賃金型」年功労働者、「パート型」労働者、「職能的」労働者の「年齢別賃金カーブ」の著しく異なる五つ形態に注目し、「国公営」労働者と「険しい峰」及び次位の「高い山」型賃金カーブの労働者が労働組合構成の中で、七割近くを占める現実を前に、「良好な年功賃金カーブを描く人たちに」よつて日本の労働運動は牛耳られていることを明らかにする。

こうして、伊田「コミュニティユニオン」論とは力点の置き方が異なるが、「個別企業から離れた賃金の社会的規制や企業間賃金格差、男女の賃金差別、パートタイマーの低賃金の改善などの取り組みに本気で踏み出せ」ない既存労働運動に対し「個人加盟制のゼネラルユニオン」を打ち出す。労働活動家の質的にも量的にも衰弱著しい中、打開の方途は如何。(K・K)